

山陽小野田市民館使用料 新旧比較表

変更後（2019年10月1日から）						変更前（2019年9月30日まで）					
(1) 文化ホール						(1) 文化ホール					
種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間区分帯以外 (1時間につき)		種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間帯区分以外 (1時間につき)	
				午前	午後					午前	午後
ホール	2,750円	4,950円	6,600円	550円	1,320円	ホール	2,700円	4,860円	6,480円	540円	1,290円
ステージ	1,100円	1,650円	2,200円	220円	440円	第1会議室	1,080円	1,620円	2,160円	210円	430円
第1控室	550円	880円	1,100円	110円	220円	第2会議室	1,080円	1,620円	2,160円	210円	430円
第2控室	550円	880円	1,100円	110円	220円	第1講義室	1,080円	1,620円	2,160円	210円	430円
展示ホール	1,100円	1,650円	2,200円	220円	440円	第2講義室	1,080円	1,620円	2,160円	210円	430円
種別	1時間につき					種別	1時間につき				
第1会議室	370円					団体会議室	210円				
第2会議室	370円					調理実習室	210円				
第1講義室	370円					ステージ	210円				
第2講義室	280円					和室	170円				
団体会議室	370円					工作室	170円				
調理実習室	370円					第1控室	100円				
和室	280円					第2控室	100円				
工作室	280円					展示ホール	210円				

(2) 体育ホール

種別	午前9時～ 正午	正午～午後5 時	午後5時～午 後10時	時間区分帯以外 (1時間につき)		
				午前	午後	
全 ホ ー ル	アマチュア スポーツ文 化行事 円	1,320	2,530円	3,850円	330円	820円
	営利を目的 としない催 物 円	3,300	6,600円	9,900円	660円	1,980円
	営利を目的 とする催物 円	9,900	14,850 円	24,750 円	1,980円	4,950円
ステージ	550円	1,100円	1,650円			
フ ロ ア ー	1/6面	220円	410円	640円		
	1/3面	440円	830円	1,280円		
	半面	660円	1,260円	1,920円		
	2/3面	880円	1,680円	2,560円		
	5/6面 円	1,100	2,100円	3,200円		
全面 円	1,320	2,530円	3,850円			

(2) 体育ホール

種別	午前9時～ 正午	正午～午後5 時	午後5時～午 後10時	時間区分帯以外 (1時間につき)		
				午前	午後	
全 ホ ー ル	アマチュア スポーツ文 化行事 円	1,290	2,480円	3,780円	320円	810円
	営利を目的 としない催 物 円	3,240	6,480円	9,720円	640円	1,940円
	営利を目的 とする催物 円	9,720	14,580 円	24,300 円	1,940 円	4,860円
ステージ	540円	1,080円	1,620円			
フ ロ ア ー	1/6面	210円	410円	630円		
	1/3面	430円	820円	1,260円		
	半面	640円	1,240円	1,890円		
	2/3面	860円	1,650円	2,520円		
	5/6面 円	1,080	2,060円	3,150円		
全面 円	1,290	2,480円	3,780円			

備考

- 1 市民館を、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。
- 2 時間の延長については1時間未満は1時間として徴収する。
- 3 次の各号に掲げる場合は、定額に当該各号に定める額を加算して徴収する。

(1) 文化ホール

- ア 入場料等の徴収額が500円以下の場合は定額の2倍の額
- イ 入場料等の徴収額が500円を超える場合は定額の3倍の額
- ウ 入場料等を徴収しないで商業宣伝等（招待券の発行を含む。）を行う場合は定額の2倍の額
- エ 物品を販売する場合は定額の5倍の額

(2) 体育ホール

- ア 入場料等を徴収する場合は最高入場料金に50を乗じた額に1.1を乗じて得た額
- イ 入場料等を徴収しないで商業宣伝等（招待券の発行を含む。）及び物品販売を行う場合は1,000円の入場料を徴収したも

備考

- 1 市民館を、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。
- 2 時間の延長については1時間未満は1時間として徴収する。
- 3 次の各号に掲げる場合は、定額に当該各号に定める額を加算して徴収する。

(1) 文化ホール

- ア 入場料等の徴収額が500円以下の場合は定額の2倍の額
- イ 入場料等の徴収額が500円を超える場合は定額の3倍の額
- ウ 入場料等を徴収しないで商業宣伝等（招待券の発行を含む。）を行う場合は定額の2倍の額
- エ 物品を販売する場合は定額の5倍の額

(2) 体育ホール

- ア 入場料等を徴収する場合は最高入場料金に50を乗じた額に1.08を乗じて得た額
- イ 入場料等を徴収しないで商業宣伝等（招待券の発行を含む。）及び物品販売を行う場合は1,000円の入場料を徴収したも

のとみなし、100を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額

- 4 市外申込者の使用は定額の5割増とする。
- 5 時間区分帯による施設の使用において、使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、時間区分帯の欄の使用料を徴収する。
- 6 1時間単位による施設の使用において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合、1時間未満は1時間とみなす。

市民館器具使用料表

品名	単位	使用料	摘要
フットライト	1式	220円	
ボーダーライト	1列	440円	
サスペンションライト	1列	440円	
水平ライト	1式	1,100円	
シーリングライト	1式	440円	
フロントサイドスポットライト	1式	440円	
ピンスポットライト	1式	110円	
ミラーボール	1式	220円	

のとみなし、100を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額

- 4 市民館の既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 5 市外申込者の使用は定額の5割増とする。
- 6 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

市民館器具使用料表

品名	単位	1区分帯当たり	摘要
フットライト	1式	210円	
ボーダーライト	1列	430円	
サスペンションライト	1列	430円	
水平ライト	1式	1,080円	
シーリングライト	1式	430円	
フロントサイドスポットライト	1式	430円	
ピンスポットライト	1式	100円	
ミラーボール	1式	210円	

効果器	1台	220円	
調光卓	1式	550円	
移動マイク	1本	220円	
拡声装置（各種プレーヤー等を含む。）	1式	1,650円	
三点吊りマイク	1式	550円	
音響反射板	1式	2,200円	
モニタースピーカー	1式	550円	
所作台	1式	2,200円	
金屏風 <small>びょう</small>	1式	550円	
指揮台	1式	330円	
譜面台	1台	10円	
平台	1式	550円	
演台	1式	220円	
司会台	1式	110円	
スクリーン	1式	1,100円	
ピアノ（スタインウェイ）	1台	8,800円	調律料を含まない。
ピアノ（フルコン）	1台	2,200円	調律料を含まない。
ピアノ（セミコン）	1台	1,100円	調律料を含まない。
会議室音響装置（マイクを除く。）	1式	550円	

効果器	1台	210円	
スモークマシン	1式	1,080円	
調光卓	1式	540円	
移動マイク	1本	210円	
拡声装置（各種プレーヤー等を含む。）	1式	1,620円	
三点吊りマイク	1式	540円	
音響反射板	1式	2,160円	
モニタースピーカー	1式	540円	
所作台	1式	2,160円	
金屏風	1式	540円	
指揮台	1式	320円	
譜面台	1台	10円	
平台	1式	540円	
演台	1式	210円	
司会台	1式	100円	
スクリーン	1式	1,080円	
ピアノ（スタインウェイ）	1台	8,640円	調律料を含まない
ピアノ（フルコン）	1台	2,160円	調律料を含まない
ピアノ（セミコン）	1台	1,080円	調律料を含まない
OHP	1台	540円	
会議室音響装置（マイクを除く。）	1式	540円	
会議室映像装置（スクリーンを含む。）	1式	1,080円	

ホワイトボード	1台	110円	
展示パネル	1枚	50円	
展示台	1台	50円	
パイプ椅子	1脚	10円	
長机	1脚	20円	
移動用拡声装置（マイク1本含む。）	1式	880円	
バスケットボール	1式	440円	
バレーボール	1式	330円	
バドミントン	1式	110円	
卓球	1式	110円	
テニス	1式	330円	
持込器具	1口	110円	1KWにつき

備考

- 1 市民館使用料が時間区分帯による施設における器具使用料は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで、午後5時から午後10時までのそれぞれの時間区分帯における使用ごとに1回として算定する。
- 2 市民館使用料が1時間単位による施設における器具使用料は、1日につき連続する4時間以内の使用を1回とする。使用時間が連続して4時間を超える場合は、当該超える時間4時間までごとの使用

ホワイトボード	1台	100円	
展示パネル	1枚	50円	
展示台	1台	50円	
パイプ椅子	1脚	10円	
長机	1脚	20円	
移動用拡声装置（マイク1本含む。）	1式	860円	
バスケットボール	1式	430円	
バレーボール	1式	320円	
バドミントン	1式	100円	
卓球	1式	100円	
テニス	1式	320円	

備考 器具使用について技術員を配置したときは、その実費を徴収する。

をそれぞれ1回の使用とみなす。ただし、1日につき3回を上限とする。

3 器具使用について技術員を配置したときは、その実費を徴収する。

4 この表に掲げる備品は市民館内での使用に限る。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

市民館冷暖房使用料表

(1時間当たり)

種別	使用料	
	冷房	暖房
文化ホール	3,260円	2,610円
第1会議室	490円	330円
第2会議室	490円	330円
第1講義室	490円	330円
第2講義室	270円	160円
団体会議室	490円	330円
調理実習室	490円	330円
和室	270円	160円
工作室	270円	160円
第1控室	270円	160円
第2控室	270円	160円

市民館冷暖房使用料表

(1時間当たり)

種別	使用料	
	冷房	暖房
文化ホール	3,200円	2,560円
第1会議室	480円	320円
第2会議室	480円	320円
第1講義室	480円	320円
第2講義室	480円	320円
団体会議室	480円	320円
調理実習室	480円	320円
和室	270円	160円
工作室	270円	160円
第1控室	270円	160円
第2控室	270円	160円

備考 文化ホールを第1控室及び第2控室又はそのいずれか一方と併せて使用する場合には、第1控室及び第2控室の冷暖房使用料は徴収しない。

備考 文化ホールを第1控室及び第2控室又はそのいずれか一方と併せて使用する場合には、第1控室及び第2控室の冷暖房使用料は徴収しない。